

(処分用)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ / 月)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

(処分用)

3. 施設の概要 (1) 中間処理施設	
処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力	
廃棄物の種類	
処理施設の処理方式 及び設備の概要	
環境保全設備の概要	

(日本工業規格 A列4番)

(処分用)

(2) 最終処分場	
最終処分場の種類及び名称	
設 置 場 所	
設 置 年 月 日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

(日本工業規格 A列4番)

(処分用)

(3) 保管施設

保管を行う場所				いずれかに0をつける	処理前	処理後
産業廃棄物の種類	保管面積	最大保管量 (m ³ 又は t)	積み上げる 高さ (m)	保管に使用する容器 (種類・容量等)		
合 計						

備

考

- ・処理前，処理後の産業廃棄物（処理後に製品又は製品の材料となったものを除く。）の保管について記載すること。
 - ・保管面積，最大保管量は，平面図，立面図等に基づき，産業廃棄物の種類ごとに算出すること。
 - ・最大保管量の合計は，以下の保管上限を超えないこと。
- 処理施設の１日当たりの処理能力の１４倍量以下
- ただし，建設業関連の木くず，コンクリート破片の再生処理に係るものは28倍以下，アスファルト・コンクリート破片の再生処理に係るものは70倍以下
- ・屋外で保管容器を使用せず野積みする場合は，50％以下の勾配とすること。
 - ・この様式は，保管場所ごとに記載すること。

(処分用)

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6に 規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人					人

(日本工業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

(4) その他

税 目	自動車税	法人県民税	法人事業税	個人事業税	不動産取得
未納の有無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無

※ 申請者に係る申請日前の直近3ヶ年に課税されたことがある県税について記載すること。（課税自体がない税目は斜線を引いてください。）

※ 申請日時点において、納付すべき県税が未納となっているもの（既に納期限を経過しているものに限る）がある場合は「☐有」に、ない場合は「☐無」にチェックすること。

(処分用)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類		
発 生 量 (t/月又はm3/月)		
処 理 方 法	自 己 処 理	(処分場所)
	委 託 処 理	(処分業者名)
		(所在地)
	*処分方法を○で囲む 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 〔 中間処理、売却の場合は具体的な方法 〕	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

(日本工業規格 A列4番)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する 資 金 の 総 額		
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
	処 理 施 設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	増 資	
	合 計	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格・金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格・金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 欠格要件チェックシート

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）に基づき、産業廃棄物処理業の許可申請を行うに当たって、欠格要件に該当するかしないかを確認してください。

欠格要件（以下のいずれかに該当する者）	対象者（□にチェック）		
	法人 又は個人事業主	法人の役員 ・株主 (役員と同等以上の支配 力を有する者を含む)	(法人・個人の) 政令使用人
1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める者	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
3 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（例：道路交通法、刑法等）	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
4 次の法律違反により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ②浄化槽法 ③大気汚染防止法 ④騒音規制法 ⑤海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ⑥水質汚濁防止法 ⑦悪臭防止法 ⑧振動規制法 ⑨特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑩ダイオキシン類対策特別措置法 ⑪ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ⑫暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ⑬暴力行為等処罰ニ関スル法律 ⑭刑法第204条（傷害）、第206条（傷害助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合）、第222条（脅迫）又は第247条（背任）の罪	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
5 廃掃法又は浄化槽法で許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 (法人の場合は、当該法人の役員、株主等であった者で、取消しの日から5年を経過しないものを含みます。)	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
6 廃掃法又は浄化槽法の許可取消しに係る聴聞通知があった日から、その処分を決定するまでの間に廃業の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
7 6の廃業の届出をした事業者において、聴聞通知の日前60日以内に当該事業者の役員、株主等又は政令使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
8 廃棄物処理業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
9 暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
10 未成年者で、その法定代理人が1～9のいずれかに該当するもの	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
11 法人で、役員、株主等又は政令使用人のうちに1～9のいずれかに該当する者のあるもの	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
12 個人で、政令使用人のうちに1～9のいずれかに該当する者のあるもの	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐
13 暴力団員等がその事業活動を支配する者	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐	該当する 該当しない ☐ ☐

